

令和5年11月28日

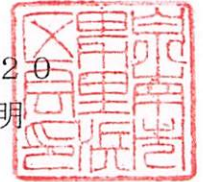
泉南清掃事務組合

管理者 泉南市長 山本優真 様

副管理者 阪南市長 水野謙二 様

泉南市男里7丁目29-20

男里浜区長 和田公明



見返り策は予算化の期限以前に確定させることの申し入れ

貴事務組合と当区は、温水プールの廃止に伴う見返り策の実施が必要であるとの共通認識のもとに、現在は貴事務組合からその具体的実施案が提示されるのを当区がお待ちしている状況にあります。

ところで、貴事務組合はご自身のホームページにおいて、温水プールは令和6年5月31日をもって閉鎖する旨を公表されておりますが、貴事務組合がこの閉鎖日においてもごみ焼却場の操業を継続されるというのであれば、見返り策は遅くとも閉鎖日には実施可能な状況に至っている必要があることには議論の余地がなく、貴事務組合がそれを実現させる義務を負われていることは明らかであります。

貴事務組合は、本日現在においても見返り策についての具体案を一切表明されていないため、如何なる方法でそれが実現されることになるのかは、当区は全く把握しておりませんが、如何なる方法でそれが実現されるにせよ、そのための資金的裏付けの確保(予算化)が必要になってくることは論を待ちません。

当区としましては、遅くとも温水プールの閉鎖日には見返り策を実施可能な状況に至らせるためには、見返り策は令和6年度の予算化の期限以前に確定させる必要があると認識しておりますので、貴事務組合におかれましても当区と同等にご認識いただきますよう、本書をもって申し入れます。

なお、当区におきましても、見返り策の確定に向けた準備・検討作業が必要となってまいりますので、本件の予算化の期限がいつ到来するのかを、速やかにご回答いただきますよう、ここに要望いたします。

当区としましては、「令和6年度の予算化に間に合わなかった。」などという対応は、一切受け入れる余地がないことを、予めここに強く申し入れておきます。